

令和5年度 杉並区介護保険事業者連絡会（集団指導）

**杉並区高齢者施策推進計画の概要
令和6年度介護報酬改定の概要**



**杉並区 保健福祉部 介護保険課
令和6年3月15日～31日**

【目次】

- ・ **杉並区高齢者施策推進計画の概要** . . . **3ページ**
 - 【第1章】 計画の基本的事項 . . . **3ページ**
 - 【第2章】 計画を取り巻く動向等 . . . **4ページ**
 - 【第3章】 計画の体系と取組内容
 - 【第4章】 第9期介護保険事業計画
 - 【第5章】 計画の推進に当たって
- ・ **第9期の高齢者人口と要介護等認定者数の推計** . . . **5ページ**
- ・ **介護給付費等の第8期実績と第9期計画値** . . . **6ページ**
- ・ **令和6年度介護報酬改定の概要** . . . **7ページ**

杉並区高齢者施策推進計画の概要

【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

これまでの区における高齢者分野の計画は、「保健福祉計画」と「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」があり、高齢者分野における取組の全容を把握しにくい面がありました。このため、新たな「高齢者施策推進計画」は、従前の「保健福祉計画」における高齢者分野の取組と、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を一体化した計画として策定します。

新たな「高齢者施策推進計画」に基づき、高齢者に対する医療・介護・福祉の充実に加え、現在の高齢者やこれから高齢者となる人々に対する医療・介護の予防につながる取組とともに、豊かな知識・経験を有する高齢者の社会参画を促進する取組を総合的に推進していきます。

【第1章】計画の基本的事項

「計画の位置付け」

- ・杉並区基本構想をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画で、杉並区保健福祉計画を構成する高齢者分野の計画
- ・老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化
- ・本年6月に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」を包含

「計画期間」

- ・令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の3年間

なお、上位計画の改定や社会経済環境の大きな変化や国の方針策定・変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを実施

「計画の目標」

- ・多くの元気な高齢者が豊かな知識・経験等を生かしていきいきと活躍する活力ある高齢社会を展望するとともに、介護等が必要になっても住み慣れた地域で支え・支えられながら自分らしい生活が続けることができる共生社会づくりを目指し、以下の目標を設定

活力ある高齢社会と地域共生のまちの実現

【第2章】計画を取り巻く動向等

«高齢者の状況»

- ・高齢者の人口や世帯数、健康状態、要介護認定者数、認知症高齢者数の推移等を掲載

«これまでの区の主な取組と課題»

- ・現在の計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における主な取組実績と今後の課題を整理

【第3章】計画の体系と取組内容

«計画の体系»

- ・先述した計画の目標及びこれまでの区の主な取組と課題を踏まえて、5つの取組方針を設定
- ・取組方針ごとに指標を設定し、計画の進捗管理の検証・評価に活用

取組方針	事業名（取組項目数）
取組方針 1 元気高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実	(1) 多様な働き方の支援（3項目） (2) いきがい活動の支援（7項目） (3) 社会参加に資する環境整備（6項目）
取組方針 2 高齢者の健康づくり・介護予防の推進	(1) 健康診断の実施（5項目） (2) 高齢世代に向けたスポーツ・運動の支援（2項目） (3) 介護予防・フレイル予防の推進（3項目）
取組方針 3 支援が必要な高齢者に対する見守り・支援体制と家族介護者支援の充実	(1) 見守り体制の充実（4項目） (2) 終活の支援（2項目） (3) 成年後見制度等の利用促進（4項目） (4) 虐待及び消費者被害の防止（2項目） (5) 家族介護者支援の充実（3項目） (6) 災害時における地域の支え合いの推進（3項目）
取組方針 4 地域包括ケアシステムの推進・強化と認知症施策の推進	(1) 地域包括ケアシステムの推進（8項目） (2) 認知症施策の推進（3項目）
取組方針 5 介護サービス（在宅・施設）基盤の整備・充実	(1) 在宅介護サービスの充実（2項目） (2) 施設介護サービスの充実（7項目） (3) 介護保険サービスの質の向上（4項目） (4) 介護人材の定着・育成支援の充実（5項目）
合 計	18事業 73項目

【第4章】第9期介護保険事業計画

- ・現在の第8期計画の実績をサービスごとに掲載
- ・第9期計画期間中及び令和22（2040）年の第1号被保険者数及び認定者数の推計を行い、計画期間中のサービス量及び給付費の見込みを設定
- ・なお、第9期計画期間における介護保険料は、年内に国から示される予定の介護報酬改定等を踏まえて、検討・調整の上、令和6（2024）年第1回区議会定例会の議決を経て決定

【第5章】計画の推進に当たって

- ・計画の進捗状況の検証・評価は、杉並区介護保険運営協議会等の意見を聴取して実施し、今後の取組や計画改定、見直し等に反映

第9期の高齢者人口と要介護等認定者数の推計

高齢者人口と要介護等の認定者数を推計しました。
加えて、介護サービスの基盤整備計画についても記載しております。

◇高齢者人口の推計

区分	6年度	7年度	8年度
総人口（人）	574,716	576,509	578,381
65歳以上人口（人）	121,006	121,748	122,346
高齢化率（%）	21.1%	21.1%	21.2%
前期高齢者（人）（65歳～74歳）	51,032	50,728	50,949
後期高齢者（人）（75歳以上）	69,974	71,020	71,397

◇要介護等認定者数の推計

区分	6年度	7年度	8年度
第1号被保険者（人）	122,112	122,848	123,444
要介護等認定者（人）	26,128	26,548	26,932
要介護等認定者（第1号被保険者のみ）（人）	25,569	25,985	26,368
要介護等認定者の第1号被保険者に占める割合（%）	20.9	21.2	21.4

◇介護サービスの基盤整備計画

（単位：人）

区分	6年度	7年度	8年度
介護老人福祉施設(定員)	2,406	2,406	2,406
認知症高齢者グループホーム(定員)	732	759	786
(看護)小規模多機能型居宅介護(定員)	344	373	398
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(登録定員)	11	12	13

介護給付費等の第8期実績と第9期計画値

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の介護給付費と地域支援事業の費用を推計しました。
給付費の推計に当たっては、第8期計画期間中の実績等に基づき増加を見込んでいます。

（単位：千円）

区分	第8期実績			第9期計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費						
介護予防サービス	1,022,431	995,457	958,318	963,641	970,150	973,793
居宅サービス	20,514,678	20,885,520	21,356,347	22,392,043	22,880,596	23,229,111
施設サービス	9,707,902	9,704,161	9,808,635	9,973,723	10,063,806	10,140,417
地域密着型サービス	5,671,430	5,750,717	5,883,366	6,153,449	6,331,507	6,482,558
その他給付費	2,156,046	1,993,849	2,054,506	2,122,919	2,172,888	2,221,321
小計	39,072,488	39,329,704	40,061,172	41,605,775	42,418,947	43,047,200
地域支援事業費						
介護予防・日常生活支援総合事業	979,804	999,310	1,026,717	1,165,071	1,223,229	1,256,115
包括的支援事業	710,970	711,935	722,262	834,774	837,883	834,969
任意事業（補助対象事業）	120,977	127,647	121,818	37,180	37,180	37,180
小計	1,811,751	1,838,893	1,870,797	2,037,025	2,098,292	2,128,264
合計	40,884,239	41,168,597	41,931,969	43,642,800	44,517,239	45,175,464

令和6年度介護報酬改定の概要

以下は介護報酬改定について、厚生労働省老健局より令和6年度介護報酬改定の主な事項について抜粋した資料となります。【リンク先 厚生労働省老健局 社会保障審議会介護給付費分科会(第239回)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195261.pdf>

令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化

- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

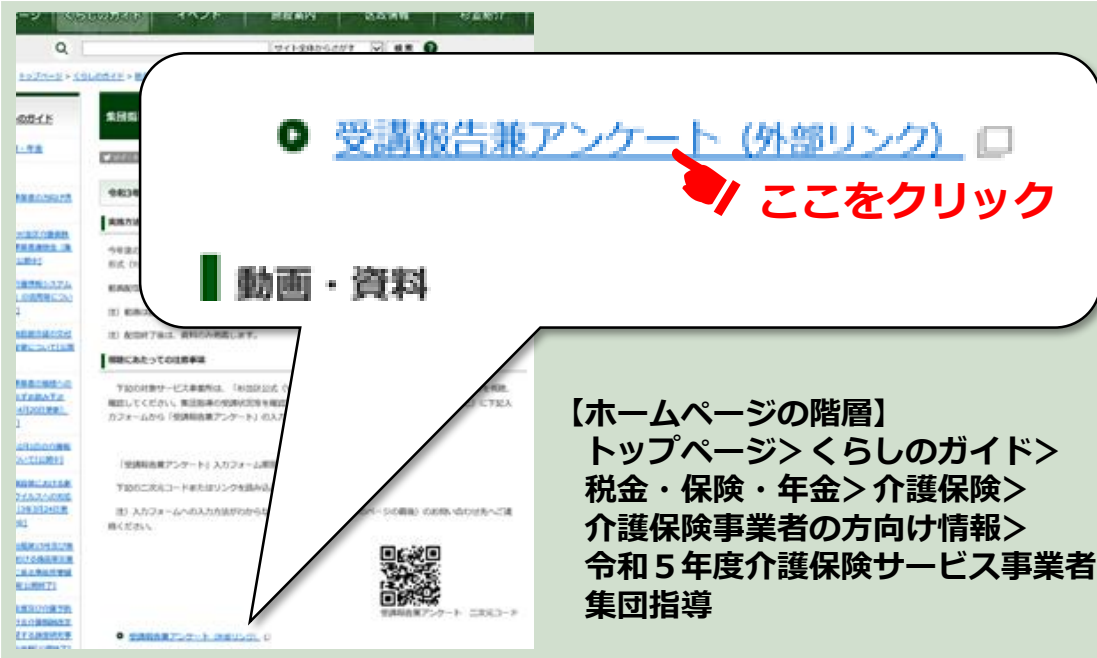
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



受講報告兼アンケート (外部リンク)

動画を資料

【ホームページの階層】
トップページ>くらしのガイド>
税金・保険・年金>介護保険>
介護保険事業者の方向け情報>
令和5年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

🕒 入力期限：3月31日（日曜日）まで

事業者の皆様におかれましては、日頃から杉並区の介護保険事業にご理解ご協力いただきながら利用者の方の生活を支えていただき、誠にありがとうございます。

引き続き、介護サービスの更なる向上に努めていただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

制作・著作



杉並区